

# 平成22年度「長寿・子育て・障害者基金」助成事業の募集（助成金制度）について

※平成22年度募集分より、旧「特別分」は「先駆的活動助成」に、旧「地方分」は「地域活動助成」に、旧「地方分モデル事業」は「地域活動助成モデル事業」に、旧「一般分」は「政策関連助成」に、助成区分の名称を変更しました。

独立行政法人福祉医療機構の「長寿・

子育て・障害者基金」では、平成22年度に実施していただく助成事業の募集を行います。

当機構では、政府からの出資を受け、「長寿・子育て・障害者基金」として、長寿社会福祉基金（700億円）、高齢者・障害者福祉基金（500億円）、子育て支援基金（1300億円）、障害者スポーツ支援基金（287.1億円）を設け、その運用益により、社会福祉の振興等に取り組み民間団体の活動に対して助成を行っております。

本誌では、事業の募集を行うにあたり、詳細を抜粋して掲載します。平成22年度に助成を行う事業の募集概要につきましては以下のとおりです。

詳細については、当機構のホームページをご覧ください。なお、応募様式等のダウンロードもできます。（アドレス <http://www.wam.go.jp/wam/>）

## 【お問い合わせ先】

独立行政法人福祉医療機構  
基金事業部 基金支援課  
TEL03-3438-9945  
03-3438-9946

応募期間は平成21年9月1日～10月31日までの2か月間です。  
皆様からのご応募をお待ちしております。

以下に掲載する「先駆的活動助成」「地域活動助成」「地域活動助成モデル事業」のほかに、助成事業の実施体制が整っている全国規模の法人または団体を対象として、全国的な効果が期待できる助成事業について、厚生労働省を通じて募集する「政策関連助成」を同時に募集しております。

平成22年度 長寿・子育て・障害者基金事業助成金  
先駆的活動助成（旧特別分助成）  
募集要領

## 1. 助成金の目的

民間の創意工夫を活かした自発的な事業（独創性）又は先駆的なモデル事業（先駆性）であつて、全国あるいは同様の地域への普及の可能性のあるもの（普遍性）に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進及び社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

## 2. 助成対象事業

別紙（33ページ）のとおり。  
なお、次に掲げるものは対象としません。

- ① 国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業
- ② 設備整備又は備品購入のみの事業
- ③ 営利を目的とする事業
- ④ 純粋に学問的な調査研究事業
- ⑤ (財)長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業

## 3. 助成対象事業者

- ⑧ 自ら主催実施しない事業
- 社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体とします。
- ・ 社会福祉法人
  - ・ 一般社団法人又は一般財団法人

- ・特定非営利活動法人
- ・地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体
- ・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

#### 4. 助成対象経費

別紙(33ページ)の事業を実施するために真に必要な経費とします。

- 諸謝金(講師謝金、委員謝金等)
  - 旅費(交通費、宿泊費等)
  - 会議費
  - 借料(会場借料、リース料等)
  - 備品購入費
  - 通信運搬費
  - 印刷製本費
  - 委託費(システム開発費等)
  - 保険料 等
- ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 不動産購入経費
- ② 施設整備経費
- ③ 法人又は団体の運営経費(職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ④ 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ⑤ 福祉車両等の購入経費
- ⑥ 介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑦ 海外渡航旅費(当機構が特に必要と認める場合を除く。)

#### 5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、一事業年度の助成額は**500万円**を限度とします。

#### 6. 助成対象となる事業の実施期間

平成22年4月1日以降に開始し、平成23年3月31日までに完了する事業とします。

す。

ただし、「複数年助成」(実施に2か年を要する事業、又は事業を2か年継続することの効果や成果が発揮される事業)については、若干数を募集します。

#### 7. 応募方法等

##### (1) 応募期間

平成21年9月1日から平成21年10月31日まで(当日消印有効)です。

##### (2) 応募手続き等

・助成(複数年助成を除く)を受けようとする法人又は団体は、原則として、当機構の長寿・子育て・障害者基金事業のホームページに設けた「先駆的活動助成の電子申請(基金事業電子申請システム)」から入力を行い、入力後、助成金交付要望書(以下「要望書」という。)に必要書類を添付して、独立行政法人福祉医療機構基金事業部基金支援課へ提出願います。

(<http://www.wam.go.jp/wam/gyoumu/kikinjyou/index.html>)

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

##### (必要書類)

- ・定款、運営規約等
- ・その他機構が求めた書類
- また、基金事業電子申請システムでの応募によりがたい場合は、機構と協議のうえ、理由書を添付していただきたいうえで応募となります。
- ・複数年助成を受けようとする場合にについては、要望書の様式を当機構基金事業部基金支援課あてにご請求ください。

くか、当機構のホームページ(<http://www.wam.go.jp/wam/>)からダウンロードして使用いただくこととなります。

・先駆的活動助成、地域活動助成及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。

・提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承願います。

##### (3) 応募に必要な要件

① 助成金交付要望書の記載について  
要望書は、記載要領に従って記載すること。

・事業の必要性及び目的については、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

・予算は、事業の内容や実行計画を反映したものとすること。

② 事業効果の普及、事業の継続性について

・選定に当たって考慮するので、事業効果の確認(参加者へのアンケート等)を行う予定がある場合は、その旨を具体的に記載すること。

・助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。

・事業の実施に当たっては、将来大きく実を結ぶ可能性(シーズ効果)あるいは

は社会的波及効果を高めるよう、報告書を作成するなど事業成果を的確に取りまとめるとともに関係する団体・機関等に対し情報提供すること。

##### (4) 応募に当たっての留意事項

要望書の提出に当たっては、次の点に十分に留意願います。

・政策関連助成(旧一般助成)を以前に受けたことのある法人又は団体は、先駆的活動助成を受けることができません。

・事業の成果を活用した研修会や講習会等を実施し、事業成果を広く普及することが望ましい。

・事業計画の検討に当たっては、高齢者、障害者、児童及びその家族などの利益を重視した取り組みであることが望ましい。

・事業計画の検討に当たっては、団体の実施体制に見合った内容とし、必要に応じ、関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図った事業とすることが望ましい。

#### 8. 選定方法及びその結果

(1) 機構では、幅広く助成配分する観点から、助成事業の必要性や効果を考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成の固定化回避に取り組んでいます。また、公益法人については、平成20年7月29日に内閣官房長官の下に設けられた「行政支出総点検会議」の指摘(平成20年12月1日)を踏まえ、助成金額の削減に努めています。これらを踏まえ、助成事業の選定については、当機構が設置する外部有

識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成22年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経たうえで決定します。

なお、平成20年度以前において当機構の助成事業を実施した場合は、当該事業について、評価機関（基金事業審査・評価委員会評価部会）による評価結果も考慮して決定します。

(2) 選定結果については、平成22年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。

審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。

なお、採択した事業については、平成22年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### 9. 助成金の支払い手続き

独立行政法人福祉医療機構の助成金は「概算払い」としており、概算払請求までの諸手続きが完了した後に、機構からご指定の口座へ助成金を振り込みます。

### 10. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

### 11. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

### 12. 個人情報取扱

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付

・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書等及びホームページ上での公表

・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

### 13. 問合せ先及び送付先

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

神谷町セントラルプレイス9階

独立行政法人福祉医療機構

基金事業部基金支援課

TEL 03-3438-9945

03-3438-9946

平日月曜～金曜 8:45～17:30

（土日祝祭日含まず）

FAX 03-3438-0218

ホームページアドレス

<http://www.wam.go.jp/wam/>

平成22年度 長寿・子育て・障害者基金事業助成金  
地域活動助成（旧地方分助成）  
募集要領

### 1. 助成金の目的

地域で活動するボランティア団体等民間の地域の実情に即したきめ細かな事業に対し助成を行い、高齢者、障害者の在宅福祉等の推進及び社会参加の促進、子育て支援、障害者スポーツの振興を図ることを目的とします。

### 2. 助成対象事業

別紙（33ページ）のとおり。  
なお、次に掲げるものは対象としません。

① 国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業

② 従来のある事業をそのまま行う事業

③ 営利を目的とする事業

④ 調査研究が主である事業

⑤ (財)長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業

⑥ (財)テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業

⑦ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する（総事業費における外部委託額の割合が50%以上）事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業（ただし、当機構が別に定める

場合を除く）

⑧ 自ら主催実施しない事業

### 3. 助成対象事業者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体とします。

・社会福祉法人

・一般社団法人又は一般財団法人

・特定非営利活動法人

・地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体

・その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

### 4. 助成対象経費

別紙（33ページ）の事業を実施するために真に必要な経費とします。

● 諸謝金（講師謝金、委員謝金等）

● 旅費（交通費、宿泊費等） ● 会議費

● 借料（会場借料、リース料等） ● 備品

購入費 ● 通信運搬費 ● 印刷製本費 ● 委託

費（システム開発費等） ● 保険料 等

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

① 土地取得経費

② 法人又は団体の運営経費（職員給与、

役員への報酬、家賃、光熱水費等）

③ 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費

④ 福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費

⑤ 介護保険又は自立支援給付の各サー



ビズと重複する経費

⑥ 海外渡航旅費（当機構が特に必要と認める場合を除く。）

## 5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、一事業年度の助成額は**200万円**を限度とします。

## 6. 助成対象となる事業の実施期間

平成22年4月1日以降に開始し、平成23年3月31日までに完了する事業とします。

ただし、「複数年助成」（実施に2か年を要する事業、又は事業を2か年継続することで効果や成果が発揮される事業）については、若干数を募集します。

## 7. 応募方法等

### (1) 応募期間

平成21年9月1日から平成21年10月31日まで（当日消印有効）です。

### (2) 応募手続き等

・助成を受けようとする法人又は団体は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

### (必要書類)

- ・定款、運営規約等
- ・その他機構が求めた書類
- ・要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布しますが、当機構のホームページ

(<http://www.wam.go.jp/wam/>) からダウンロードして使用いただくこともできます。

・先駆的活動助成、地域活動助成及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。

なお、平成21年度「地方分」助成を受けた団体は、応募はできません。

・提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承願います。

### (3) 応募に必要な要件

① 助成金交付要望書の記載について  
・要望書は、記載要領に従って記載すること。

・事業の必要性及び目的については、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

また、事業達成目標を明確にするため、事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

・予算は、事業の内容や実行計画を反映したものとすること。

② 事業効果の普及、事業の継続性について

・選定に当たって考慮するので、事業効果の確認（参加者へのアンケート等）を行う予定がある場合は、その旨を具体的に記載すること。

・助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。

・物品購入又は施設整備に関する事業に

あつては、その物品又は施設の継続的な活用方法について具体的に記載すること。

また、記載にあたっては、物品等の対象人員数や利用頻度等を必ず記載すること。

・助成事業の実施期間に見合った適正な事業内容であるとともに、事業内容が複数にわたる場合は、相互に連携する事業であり、相乗効果のある事業であること。

### (4) 応募に当たっての留意事項

要望書の提出に当たっては、次の点に十分に留意願います。

・政策関連助成（旧一般助成）を以前に受けたことがある法人又は団体は、地域活動助成を受けることはできません。

・事業計画の検討に当たっては、高齢者、障害者、児童及びその家族などの利益を重視した取り組みであることが望ましい。

・事業計画の検討に当たっては、団体の実施体制に見合った内容とし、必要に応じ、関係機関、関係職種等様々な地域資源との連携やその活用を図った事業とすることが望ましい。

## 8. 選定方法及びその結果

(1) 機構では、幅広く助成配分する観点から、助成事業の必要性や効果を考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成の固定化回避に取り組んでいます。また、公益法人については、平成20年7月29日に内閣官房長官の下に設けられた「行政支

出総点検会議」の指摘（平成20年12月1日）を踏まえ、助成金額の削減に努めています。これらを踏まえ、助成事業の選定については、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成22年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経たうえで決定します。

なお、平成20年度以前において当機構の助成事業を実施した場合は、当該事業について、評価機関（基金事業審査・評価委員会評価部会）による評価結果も考慮して決定します。

(2) 選定結果については、平成22年4月上旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせします。審査の結果、複数年助成については、単年度事業として選定する場合があります。

なお、採択した事業については、平成22年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会における推薦審査委員会についても、当該社会福祉協議会において、

別の定めがない限り、同様の取扱いとします。

### 9. 助成金の支払い手続き

独立行政法人福祉医療機構の助成金は「概算払い」としており、概算払請求までの諸手続きが完了した後に、機構からご指定の口座へ助成金を振り込みます。

### 10. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

### 11. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

### 12. 個人情報の取扱い

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付
- ・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書等及びホームページ上での公表
- ・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

### 13. 問合せ先及び送付先

助成事業を実施する場所の都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が窓口となります。

平成22年度 長寿・子育て・障害者基金事業助成金  
地域活動助成モデル事業  
(旧地方分モデル事業)  
募集要領

#### 1. 助成金の目的

基金助成事業において過去に助成した事業のうち特に優れた事業で、さらに発展させることが望まれる事業をモデルとなる事業として抽出し、積極的に全国に助成を通じて普及することを目的とします。

#### 2. 助成対象事業

- 【高齢者・障害者福祉基金】  
テーマ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」のうち、  
○団塊世代等による孤立した高齢者への支援事業
- 【子育て支援基金】  
テーマ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」のうち、  
○父親の子育て活動支援促進事業

以上の2事業をモデル事業として対象とします。

なお、次に掲げるものは対象としません。

- ① 国又は地方公共団体の補助制度が設

けられている事業

- ② 従来の事業をそのまま行う事業
  - ③ 営利を目的とする事業
  - ④ 純粋に学問的な調査研究事業
  - ⑤ (財)長寿社会開発センターが行う助成の対象となる高齢者の生きがい・健康づくり関連事業
  - ⑥ (財)テクノエイド協会が行う助成の対象となる福祉用具の研究開発及び普及に関する事業
  - ⑦ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する(総事業費における外部委託額の割合が50%以上)事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分(総事業費に占める交付資金の割合が50%以上)を占める事業(ただし、当機構が別に定める場合を除く。)
  - ⑧ 自ら主催実施しない事業
- #### 3. 助成対象事業者
- 社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体(国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。)であつて応募時点で法人又は団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人又は団体とします。
- ・ 社会福祉法人
  - ・ 一般社団法人又は一般財団法人
  - ・ 特定非営利活動法人
  - ・ 地方公共団体等の出資によって設立、運営される法人又は団体
  - ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人又は団体

#### 4. 助成対象経費

原則、平成22年度助成金募集にあたり、要望書参考例(基本計画)で示した経費とし、計上した費目については、「助成対象経費の例」の適用を受けるものとします(当機構ホームページをご覧ください)。

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ① 土地取得経費
- ② 法人又は団体の運営経費(職員給与、役員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ③ 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入経費
- ④ 福祉車両等の購入に伴う税金・保険料等の諸経費
- ⑤ 介護保険又は自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ⑥ 海外渡航旅費(当機構が特に必要と認める場合を除く。)

#### 5. 助成額

事業内容を勘案して定めることとしますが、一事業年度の助成額は200万円を限度とします。

#### 6. 助成対象となる事業の実施期間

平成22年4月1日以降に開始し、平成23年3月31日までに完了する事業とします。

#### 7. 応募方法等

- (1) 応募期間  
平成21年9月1日から平成21年10月31日まで(当日消印有効)です。
- (2) 応募手続き等  
・ 助成を受けようとする法人又は団体

は、助成金交付要望書（以下「要望書」という。）に必要書類を添付して、助成事業を実施する地域の都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会へ提出願います。

なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

#### （必要書類）

- ・定款、運営規約等
- ・その他機構が求めた書類

・要望書の様式は、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会において配布しますが、当機構のホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/>）からダウンロードして使用いただくこともできます。

・先駆的活動助成、地域活動助成及び基金の種類を問わず、応募は1団体1事業とします。

なお、平成21年度「地方分」助成を受けた団体は応募できません。

・提出いただいた要望書及び添付書類については、返却できませんのでご了承ください。

#### (3) 応募に必要な要件

① 平成22年度助成金交付要望書の記載について

・事業計画書及び要望額調査は、事前に事業の必要性及び事業計画について十分検討した上で、要望書参考例（基本計画）をもとに、予算並びに地域の実情等を勘案し、応募団体の実施態勢等に合せて、作成すること。

また、事業達成目標を明確にするため、

事業の対象人員や実施回数等をできる限り織り込むこと。

② 事業効果の普及、事業の継続性について

・助成終了後における事業継続に関する計画及び意向についても具体的に記載すること。

・助成事業の実施期間に見合った適正な事業内容であること。

#### 8. 選定方法及びその結果

(1) 機構では、幅広く助成配分する観点から、助成事業の必要性や効果を考慮し、事業内容の特性に配慮しつつ、助成の固定化回避に取り組んでいます。また、公益法人については、平成20年7月29日に内閣官房長官の下に設けられた「行政支出総点検会議」の指摘（平成20年12月1日）を踏まえ、助成金額の削減に努めています。これらを踏まえ、助成事業の選定については、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会が推薦審査委員会の審議に基づき推薦する事業について、当機構が設置する外部有識者からなる審査機関（基金事業審査・評価委員会審査部会）において、平成22年度助成事業に関する選定方針を策定し、その審議を経た上で決定します。

なお、平成20年度以前において当機構の助成事業を実施した場合は、当該事業について、評価機関（基金事業審査・評価委員会評価部会）による評価結果も考慮して決定します。

(2) 選定結果については、平成22年4月上旬を目途に文書をもって、その採否を

お知らせします。

なお、採択した事業については、平成22年4月下旬までに当機構のホームページ等においても公開します。

(3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、当機構の助成金を辞退していただく場合があります。

(4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

なお、都道府県又は政令指定都市の社会福祉協議会における推薦審査委員会についても、当該社会福祉協議会において、別の定めがない限り、同様の取扱いとします。

#### 9. 助成金の支払い手続き

独立行政法人福祉医療機構の助成金は「概算払い」としており、概算払請求までの諸手続きが完了した後に、機構からご指定の口座へ助成金を振り込みます。

#### 10. 事業評価

助成事業終了後は、事業の自己評価書を提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事後評価に協力いただくこととなります。

#### 11. 情報公開

提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

#### 12. 個人情報の取扱い

助成に対する応募に関するデータについては、長寿・子育て・障害者基金業務及びこれに付帯する業務並びに以下の業

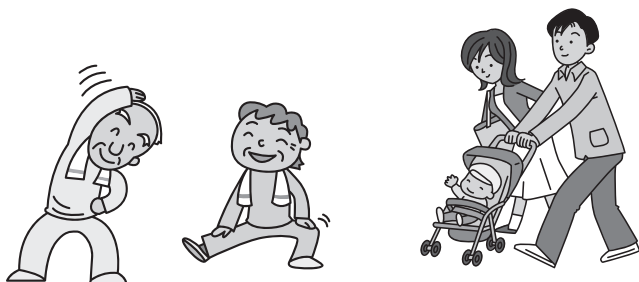
務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

・基金助成事業の募集案内、広報誌、セミナー等の情報並びに事後評価報告書、自己評価書、フォローアップ調査票及びアンケート調査票の送付  
・国等の公的機関からの照会並びに広報誌、事後評価報告書及びホームページ上での公表

・基金助成事業における調査及び分析並びに助成事業及びサービスに関する研究及び開発

#### 13. 問合せ先及び送付先

助成事業を実施する場所の都道府県・政令指定都市の社会福祉協議会が窓口となります。





## 1. 助成対象事業について

この助成金の交付の対象は、国内の社会福祉を振興するための事業であって、独創性又は先駆性があり、普遍性がある事業のうち、次に掲げるテーマに関連する事業とします。

なお、各テーマのうち※印の事業については、重点助成分野として位置づけ、優先的に採択します。

### 【長寿社会福祉基金】(地域活動助成には該当しません)

#### ●テーマ

#### ①「在宅福祉事業等に従事するマンパワーの養成・研修に関すること」

社会福祉事業従事者に対する研修会講師の育成、より専門性の高い研修等の事業を支援し、社会福祉従事者の知識・技術の向上を図る。

#### ②「高齢者・障害者の日常生活環境の向上に対する支援に関すること」

高齢者や障害者の日常生活環境の向上に関する事業を支援し、在宅での生活の質の向上を図る。

高齢者・障害者の住環境問題に関する事業

・例えば、高齢者等にかかる住まいと地域福祉サービスとの連携に関する取り組み など

#### ③「認知症高齢者及び在宅で介護にあたっている家族への支援に関すること」

認知症高齢者に対する相談事業、在宅介護者に対する専門的知識・技術の提供等を支援し、認知症高齢者及び家族への支援の充実を図る。

#### ④「その他高齢者・障害者の在宅福祉事業等の支援に関すること」

ボランティア等が行う活動、在宅福祉の推進に関する調査研究及び障害者の生きがい・健康づくり事業その他の在宅福祉事業等を支援し、在宅福祉の推進を図る。

※団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業

・例えば、自治会・町内会、ボランティア等の地域住民による地域福祉活動の活性化を図る取り組み、団塊の世代等の福祉・介護分野への参加や定着を促進する取り組み、孤独死防止に関する取り組み など

### 【子育て支援基金】

#### ●テーマ

#### ①「地域や家庭における子育て支援事業に関すること」

地域の保育資源の連携、保護者などの子育て当事者による活動・孤立化防止、乳幼児・障害児・慢性疾患児等を抱える家庭、妊産婦等に対する支援、食育の推進等による民間団体の子育て支援事業の促進を図る。

※子育て支援のネットワークづくりに関する事業

・例えば、人・組織など多様な資源の連携による家庭教育への支援や母子家庭の就業支援に関する取り組み、子どもにとっての安全、安心な地域環境のネットワーク化に関する取り組み など

#### ②「青少年の非行防止・健全育成事業に関すること」

非行やいじめ、薬物乱用等に対する相談及び性に関する不安や悩み等思春期に特有の身体的・精神的問題に対する相談、地域実践活動、子どもの居場所を提供するなどの地域健全育成活動等を通じて、次代を担う子どもの健全育成と非行防止を図る。また、引きこもりや不登校の児童対策事業の推進を図る。

#### ③「児童虐待防止対策など要保護児童対策等事業に関すること」

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のほか、児童の保護・自立支援に関する調査研究や広報啓発等の事業など要保護児童対策の推進を図る。

※児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業

・例えば、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応に関する取り組み、不登校改善のための取り組み など

#### ④「ひとり親家庭等自立支援事業に関すること」

ひとり親家庭等の自立のため各種相談支援や就労支援の促進を図る。

### 【高齢者・障害者福祉基金】

#### ●テーマ

#### ①「地域の福祉・介護のネットワークの形成に関すること」

情報機器の活用等により、地域の物的・人的資源の連携に寄与する事業、福祉関連情報の集積・発信を行う事業等を支援し、在宅福祉及び介護基盤等の有機的連携の推進を図る。

※高齢者・障害者の住環境問題に関する事業

(上記は、先駆的活動助成については長寿社会福祉基金テーマ②に該当することとなります。)

※団塊世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業

(上記は、先駆的活動助成については長寿社会福祉基金テーマ④に該当することとなります。)

※福祉・介護分野に従事する者の資質の向上、定着の支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業

・例えば、人材の処遇・キャリアパスの在り方等の定着促進に関する取り組み、他分野の人材等の多様な人材の参入促進に関する取り組み、人材を安定的に確保し、育成していくことができる経営や雇用管理に関する取り組み など

#### ②「緊急に充実を図る必要のある高齢者、障害者在宅福祉の推進に関すること」

重複障害、難病に起因する障害など一般的な在宅福祉対策で対応困難な分野や従来の施策等の谷間にあって十分な在宅福祉の推進が図られていない分野等について、よりきめ細かい支援を行い在宅福祉の充実を図る。

※医療的ケアが必要な障害児・者の家族の支援に関する事業

・例えば、医療的ケアが必要な障害児・者の家族への相談、普及啓発、ネットワーク化の促進に関する取り組み など

#### ③「高齢者、障害者の社会参加の促進に関すること」

障害者や心身の機能が低下した高齢者の自己実現・自己表現を図るための活動を支援するとともに、これらの活動を行いやすい環境を整えるための活動を支援し、社会参加の促進を図る。

※障害者の自立生活・就労支援・権利擁護・文化芸術等に関する事業

・例えば、障害者の権利擁護、権利条約に関連した活動を推進する取り組み、障害者の自立生活・就労支援についての理解の促進と普及啓発に関する取り組み など

#### ④「民間非営利団体等による地域の福祉・介護活動に関すること」

介護保険制度の改革や障害保健福祉施策の改革等を踏まえ、民間非営利団体等が地域で実施する事業について、活動を軌道に乗せるための支援を行い、地域における多様な主体が参加した在宅福祉基盤の充実を図る。

### 【障害者スポーツ支援基金】

#### ●テーマ

#### ①「障害者スポーツの育成・強化事業に関すること」

障害者の競技スポーツの育成・強化を図るため、選手の競技力向上、各種競技大会の開催や参加の促進、競技団体の育成等の推進を図る。

※国際大会における選手の育成・強化に関する事業

#### ②「障害者の競技スポーツに係る競技用具の研究開発・改良等に関すること」

障害者の競技スポーツの競技力向上のため、競技用具の研究開発・改良及び調査研究に関する事業の推進を図る。

(テーマ②は地域活動助成には該当しません)

#### ③「障害者スポーツに対する意識高揚に関すること」

障害者スポーツに対する国民の意識の高揚を図るための普及・啓発、情報提供等に関する事業の推進を図る。

#### ④「地域におけるスポーツを通じた障害者の社会参加の推進に関すること」

障害者がスポーツを通じて社会参加する機会を確保するため、地域の障害者スポーツ大会や重度障害者のためのスポーツ大会等の推進を図る。

## 2. 各基金を横断する分野、今日的課題に対応する分野について

下記の分野については、その重要性を踏まえ、積極的に助成対象とします。

### 分野横断的な取り組みに関する事業

例えば、保健医療と福祉の連携を進める事業や、高齢者による子育て環境づくり事業、ワンストップサービスなど、施策や制度に横断的な対応をするもの

### 今日的課題に対応する事業

例えば、貧困、ホームレス、高齢者・障害者への虐待やいじめの問題、ひとり親家庭における住まいの確保の取り組みに関すること など